

根室市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成29年6月

根室市通学路安全推進会議

1 根室市通学路交通安全プログラムの目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中に児童の列に自動車が入り込み、死亡者が多発する凄惨な事故が相次いで発生したことから、文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全を一層確実に確保するため、同年7・8月に当市においても市内各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を行い、必要な対策についても検討してきました。

根室市では、第9期根室市総合計画で「市民誰もが安全で安心して住み続けられるまち」を目標に、「交通安全意識の高揚と交通安全運動の推進」を、その具体的方策の一つとして掲げており、引き続き小学校区における通学路の安全確保に向けた取組を実施するため、関係機関による通学路安全推進体制を組織して、学校が抽出した危険箇所の合同点検や点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証・検証結果による対策の改善等を効果的かつ効率的に行うための「根室市通学路交通安全プログラム」を策定するとともに、根室市交通安全計画の中でも通学路に重点をおいた交通安全対策の推進を図ることとしました。

今後、本プログラムに基づき、関係機関の連携を図りながら児童・生徒の通学路の安全確保に取り組んでいきます。

(写真) 交通安全教室



2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「根室市通学路安全推進会議」を設置します。

区 分	組 織	役 割	関係部署等
学 校 関 係 者	根室市教育委員会	各関係機関との連絡調整に関すること 通学路に関すること 交通安全教育に関すること	教育総務課 各小学校 P T A
道 路 管 理 者	根室市建設水道部	所管道路における安全施設整備等に関すること	都市整備課
	北海道釧路建設管理部		根室出張所
	北海道開発局		根室道路事務所
交 通 管 理 者	北海道警察釧路方面本部	所管道路における交通規制に関すること 指導・取締りに関すること	根室警察署
交 通 安 全 普 及	根室市市民福祉部	交通安全思想の普及・啓発に関すること 地域交通安全の推進に関すること	市民環境課

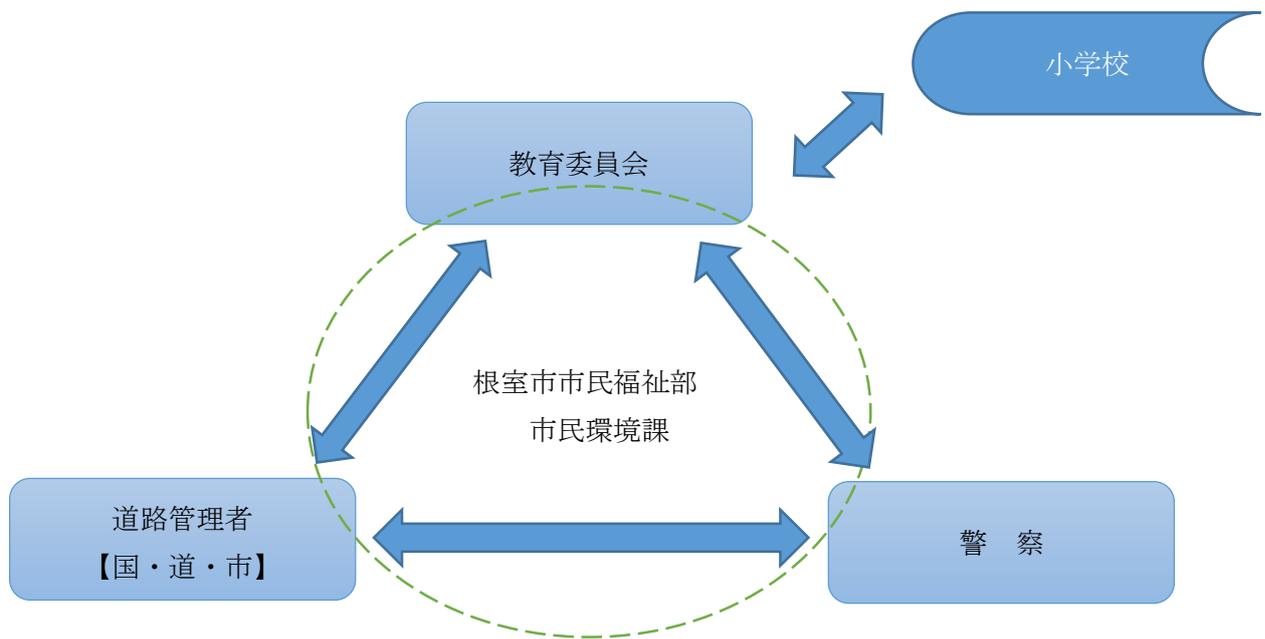
3 取組方針

児童・生徒への交通安全教育や、交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐にわたるため、関係者各々が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発現できないことがあります。

そのため、これまで以上に関係機関が連携を強化して通学路の安全確保を図れるよう設置した推進会議では、「学校による通学路点検の危険箇所」「道路管理者による道路施設の対策実施状況」「警察による規制、安全施設設置の対策実施状況」等の情報を定期的に交換・共有します。

さらに、市内の小学校を3グループに分け、1グループ3年に一度、合同点検を実施するとともに教育委員会、道路管理者、警察の三者が主体となり、本プログラムに沿って、通学路の安全対策を実施します。

【推進会議の組織体制】



(国) 北海道開発局根室道路事務所

(道) 北海道釧路建設管理部根室出張所

(市) 根室市建設水道部都市整備課

北海道釧路方面本部根室警察署

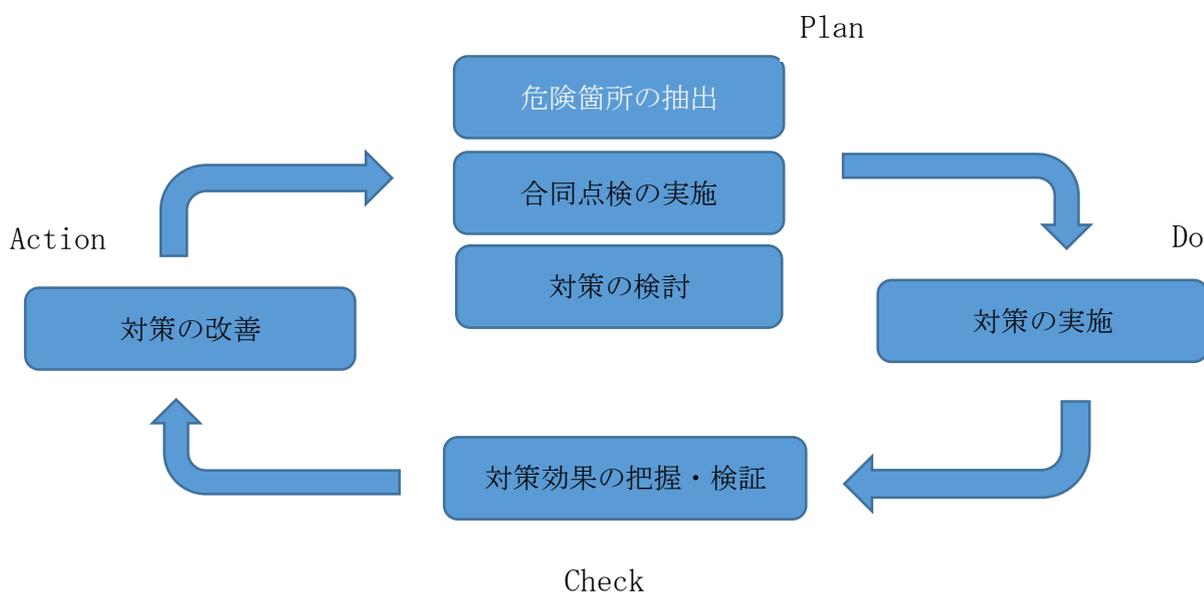
4 取組手法

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全確保を推進するために、合同点検を今後も継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の概要

①合同点検の趣旨

通学路等における危険箇所を学校関係者、道路管理者、交通管理者の関係機関が合同で点検し、それぞれの立場から交通安全対策について検討し、実施していきます。なお、合同点検の対象は、通学路及び学校新設や統廃合等に伴って将来的に通学路になることが明確な道路とします。

安全対策の実施で、危険箇所に対して即効性のあるものを短期的対策として、ソフト・ハードの両面から安全対策を行います。両面を組み合わせることで、より効果的な通学路の交通安全対策を実施します。

歩道の拡幅や信号機の設置（歩行者溜りが必要）など、道路用地を新たに買収することで費用と時間及び沿線住民の協力が必要なものは、長期的対策とします。

【ソフト面の対策】	【ハード面の対策】
① 通学路の変更 ② 職員、保護者や交通安全指導員による見守り活動の強化 ③ 児童・保護者への交通安全教育 ④ 交通指導・取締りの強化	① 防護柵の設置 ② 路面表示や標識等の設置 ③ 歩道の新設や拡幅、段差の解消等 ※ハード面の対策としては現況の道路用地内で実施可能な、即効性のある対策を行うことを原則とします。

②合同点検対象校

市立小学校を対象とします。（平成28年度時点で8校）

なお、各小学校を3つのグループに分け、原則として3年に1回、合同点検を実施します。緊急を要する箇所については、学校からの要望によりその都度実施します。

③緊急箇所の抽出

通学路における危険箇所の抽出は、各小学校がPTAや交通安全指導員等の意見を集約し、行います。また、この時点でより安全な通学路の確保が可能であれば、通学路の変更を行います。

④合同点検の実施

通学路安全推進組織において各小学校の危険箇所を精査し、合同点検必要箇所として設定します。合同点検必要箇所について学校関係者、道路管理者及び交通管理者の関係機関が合同点検を実施します。

⑤対策の検討

合同点検により明らかになった対策が必要な箇所は、対策必要箇所として、ソフト面からの対策やハード面からの対策について具体的な対策メニューを検討します。

⑥対策の実施

検討した対策メニューについて、関係機関が相互に連携を図りながら対策を実施します。

⑦対策効果の把握・検証

対策実施後に小学校へのアンケートを実施して、短期的対策の効果を検証します。

また、3年後に実施される合同点検における対策効果を再検証することに加えて、定量的データ（交通事故データ等）に基づく効果検証方法について検討します。これらにより、長期的対策の必要性、実施した場合の効果について継続した効果の把握・検証を実施します。

⑧対策の改善

対策効果の把握・検証の結果を参考に、対策内容の改善を図っていきます。

⑨合同点検のスケジュール

	Plan			Do						Check・Action			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
学校	・新年度通学路の指定 ・通学路の点検・調査	・通学路における危険箇所の報告									・学校アンケート回答		
教育委員会	・通学路における危険箇所の抽出依頼	・報告とりまとめ		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">合同点検必要箇所の設定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">合同点検実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">検討・対策実施</div> </div>								・学校アンケート依頼 ・回答とりまとめ	
道路管理者													
交通管理者											・対策実施報告	・対策効果の把握・検証	

(3) その他の安全対策

年に一度、各小学校が通学路を指定する際、道路整備等による周辺環境の変化や、PTAや交通安全指導員等からの意見を参考に、既存の通学路にとらわれず、より安全な通学路の指定を実施します。

合同点検を実施した危険箇所以外にも、歩道が無く、ガードレール等の防護柵による歩道の分離が難しい場所などは、可能な限り車道外側線の設置や歩行空間である路肩を整備します。

5 通学路交通安全対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために各小学校の「通学路交通安全対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、根室市のホームページで公表します。